

## 騒音規制法の自動車騒音の要請限度

(1969.6.23 総・厚令第 64 号 改正：2000.12.15 総理府令第 15 号、2012.4.1 町田市告示第 3 号)

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
a区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線	65	55
		2 車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車線	65	55
		2 車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	75	70
<ul style="list-style-type: none"> <li>車線とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。</li> <li>近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15m、2 車線を越える車線を有する道路は 20m の範囲とする。</li> </ul>				